

市民農園「竹林の憩い」

利 用 申 込 書

【申込者】 (申込日) 年 月 日

フリガナ 氏名	印	生年月日 年 月生	性別 歳
住所 〒 -			
(固定TEL)		(携帯TEL)	
(E-Mail)			
緊急時連絡先			
フリガナ		「続柄」	
氏名			
(固定TEL)		(携帯TEL)	

【希望区画数】

区画 m²

【希望期間】

「開始」 年 月 日

* 1区画は原則42m²(6m×7m)で、複数区画も可。

* 利用期間は最長2年以内で、更新を希望される場合は、終了後再度申し込み手続きをしていただきます。

「終了」 年 月 日

【通常の通園人数、日数および手段】

人 数			通園日数		通園手段			
計	大人	子供	週回数	月回数	<input type="checkbox"/> 休日が主	<input type="checkbox"/> 徒歩	<input type="checkbox"/> 乗用車	<input type="checkbox"/> 自転車・バイク
	人	人			<input type="checkbox"/> 平日が主	<input type="checkbox"/> その他()		

* 申込者が多数の場合は、抽選によりご利用の承認をします。

* 利用が承認された場合は、別途お送りする契約書をご提出ください。

* この申込書の情報は、契約ならびに利用者組織の運営上のみに利用し、他の目的では利用いたしません。

【農園記入欄】

年 月 日

様

神奈川農業フロンティア株式会社
市民農園 「竹林の憩い」
担当 堀輿志美
神奈川県厚木市飯山 3830-1
TEL 046-404-3307

ご利用承認のお知らせ

この度は、弊社市民農園のご利用申込をいただき誠にありがとうございました。選考の結果、あなた様のご利用が承認されましたのでお知らせいたします。

つきましては、同封の契約書内容をご確認うえ、2通に記名捺印のうえ1通をご返送ください。

また、ご利用料金につきましては下記のとおりとなりますので、弊社口座へのお振り込みをお願いいたします。

記

1.利用承認期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2.利用承認区画(面積)と利用料金

○区画(42 m²) ○ 円

* 区画位置につきましては、別途通知いたします。

3.振込先 厚木市農業協同組合小鮎支所 普通 0042123

カナガワノウキョウフロンティアカブシキカイシャ
神奈川農業フロンティア株式会社

ダイヒョウトリシマリヤク ナリ ヨシミ
代表取締役 堀 輿志美

以上

市民農園「竹林の憩い」利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、神奈川農業フロンティア株式会社（以下「甲」という。）が開設する市民農園「竹林の憩い」において（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の面積は〇〇㎡とし、区画は別に指示する。

(農作業の実施)

第3条 農作業に必要な種子・苗・器具・資材・肥料等は、乙自身で準備し、甲の用意した農機具は利用者間で調整のうえ、自由に利用できるものとする。

2 農作業にあたり、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1)建物及び工作物を設置すること
- (2)営利目的の作物栽培並びに法令による禁止作物を栽培すること
- (3)対象農地を転貸すること
- (4)前各号に定めるものの他、管理運営に支障を及ぼすこと

(農作物の帰属)

第4条 対象農地で栽培した農産物は、全量乙の帰属とする。

(利用料金)

第5条 対象農地の利用料金は1区画42㎡当たり年額15,000円とし、本契約締結後、遅滞なく甲の指定する方法で支払わなければならない。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日とする。

(契約の解除)

第7条 次の各号に該当するときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1)乙が本契約の解除を申し出たとき
- (2)乙が第3条第2項に掲げる行為をしたとき
- (3)乙が正当な理由なく対象農地で耕作しないとき

(対象農地の返還)

第8条 乙は、第6条の規定による利用期間が終了したとき又は第7条の規定により本契約を解除したときは、速やかに対象農地を原状に回復し返還しなければならない。

(利用料金の返還)

第9条 既に納めた利用料金は還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1)乙の責めに帰すべきでない理由で対象農地の耕作ができなくなった場合

(2)その他甲が相当な理由があると認めたとき

(免責)

第10条 乙が当農園内で作業中に生じたケガ・事故ならびに乙の用意した資材・用具等の破損、盗難等に対して、甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲はその責めを負わない。

(その他)

第11条 本契約に規定されていない事項については、甲乙協議のうえ定める。

○年○月○日

甲 神奈川県厚木市飯山 3830-1
神奈川農業フロンティア株式会社
代表取締役 堀 與志美 ㊞

乙 住所

氏名 ㊞

市民農園『竹林のいこい』レイアウト

南(竹林)

野菜栽培参考地域(会社管理地)

